

ひたちなか総合病院 施設基準届出一覧【2023年6月時点】

○基本診療料の施設基準	
地域歯科診療支援病院歯科初診料	栄養サポートチーム加算
歯科外来診療環境体制加算2	排尿自立支援加算
急性期一般入院基本料1	がん診療連携拠点病院加算
臨床研修病院入院診療加算	感染対策向上加算1(指導強化加算)
救急医療管理加算	報告書管理体制加算
診療録管理体制加算2	患者サポート体制充実加算
医師事務作業補助体制加算1(15対1)	地域医療体制確保加算
急性期看護補助体制加算1(50対1) (夜間100対1・夜間看護体制充実加算)	病棟薬剤業務実施加算1 病棟薬剤業務実施加算2
看護職員夜間16対1配置加算	データ提出加算2(イ)
療養環境加算	入退院支援加算1 (地域連携診療計画加算・入院前支援加算)
重症者等療養環境特別加算	術後疼痛管理チーム加算
医療安全対策加算1・医療安全対策地域連携加算1	後発医薬品使用体制加算2
褥瘡ハイリスク患者ケア加算	HCU入院医療管理料1(早期栄養介入管理加算)
せん妄ハイリスク患者ケア加算	小児入院医療管理料4(養育支援体制加算)
認知症ケア加算(加算2)	回復期リハビリテーション病棟入院料1
重症患者初期支援充実加算	
○特掲診療料の施設基準	
外来栄養食事指導料の(注2)・(注3)	心大血管疾患リハビリテーション料 I
心臓ペースメーカー指導管理料の注5(遠隔モニタリング加算)	脳血管疾患等リハビリテーション料 I
高度難聴指導管理料	運動器リハビリテーション料 I
糖尿病合併症管理料	呼吸器リハビリテーション料 I
がん性疼痛緩和指導管理料	がん患者リハビリテーション料
がん患者指導管理料(イ)・(ロ)・(ハ)	集団コミュニケーション療法料
糖尿病透析予防指導管理料	歯科口腔リハビリテーション料2
婦人科特定疾患治療管理料	摂食嚥下機能回復体制加算2
小児運動器疾患指導管理料	人工腎臓(慢性維持透析を行った場合1)
地域連携小児夜間・休日診療料1	導入期加算1
院内トリアージ実施料	透析液水質確保加算2・慢性維持透析濾過加算
夜間休日救急搬送医学管理料・救急搬送看護体制加算1	下肢末梢動脈疾患指導管理加算
外来リハビリテーション診療料	経皮的冠動脈形成術
外来放射線照射診療料	経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
ニコチン依存症管理料	経皮的冠動脈ステント留置術
開放型病院共同指導料	ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術
がん治療連携計画策定料	植込型心電図記録計移植術・摘出術
がん治療連携管理料	大動脈バルーンパンピング法(IABP法)
外来排尿自立指導料	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)
薬剤管理指導料	組織拡張器による再建手術(乳房(再建手術)の場合)
電子的診療情報評価料	乳がんセンチネルリンパ節加算2
医療機器安全管理料1・医療機器安全管理料2	腹腔鏡下脾尾部腫瘍切除術
在宅患者訪問看護・指導料:注2の施設基準に係る (緩和ケア・褥瘡ケア専門担当看護師)	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に掲げる 遠隔モニタリング加算	体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
持続血糖測定器加算(間歇注入シリジポンプと連動する 持続血糖測定器を用いる場合)	体外衝撃波膝石破碎術
BCRCA1/2遺伝子検査	食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)等
HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)	医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6(歯科 点数表第2章第9部の通則4を含む。)に掲げる手術
検体検査管理加算 I・IV	胃ろう造設術
心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算	輸血管理料 II・輸血適正使用加算
植込型心電図検査	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
時間内歩行及びシャトルウォーキングテスト	胃ろう造設時嚥下機能評価加算
ヘッドアップティルト試験	歯周組織再生誘導手術
皮下連続式グルコース測定(一連につき)	麻酔管理料 I
神経学的検査	放射線治療専任加算
小児食物アレルギー負荷検査	外来放射線治療加算
二次性骨折予防継続管理料(イ)・(ロ)・(ハ)	高エネルギー放射線治療
下肢創傷処置管理料	1回回量増加加算
画像診断管理加算 I	画像誘導放射線治療加算(IGRT)
CT撮影(16列以上64列未満のマルチスライス型)	直線加速器による放射線治療(定位放射線治療)
MRI撮影(1.5テスラ以上3テスラ未満の機器)	体外照射呼吸性移動対策加算
抗悪性腫瘍剤処方管理加算	定位放射線治療呼吸性移動対策加算(その他)
外来化学療法加算1・外来腫瘍化学療法診療料1	病理診断管理加算1
連携充実加算(外来腫瘍化学療法診療料)	口腔病理診断管理加算1
周術期薬剤管理加算	悪性腫瘍病理組織標本加算
無菌製剤処理料	クラウン・ブリッジ維持管理料
各疾患別リハビリテーション初期加算	歯科疾患管理料の注11に規定する総合医療管理加算 及び歯科治療時医療管理料
○その他	
食事療養費 I、食堂加算	地域加算(6級地)